

「新型コロナウイルス感染症に関する事業者からのご質問に対する回答」の更新

当委員会の個人情報保護法相談ダイヤルに多く寄せられている新型コロナウイルス感染症に関する事業者からのご質問に対する回答を追加しました。

問 3. 社員が新型コロナウイルスに感染し、管轄の保健所から、積極的疫学調査（注）のためとして、当該社員の勤務中の行動歴の提供依頼があった。社員本人の同意を取ることが困難なのだが、提供することはできるか。

（注）感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときに、感染症法第 15 条第 1 項に基づき、都道府県等の保健所が行う調査。

（答）

保健所が、感染症法第 15 条第 1 項に基づく積極的疫学調査のため、事業者に対し、新型コロナウイルスに感染した社員の勤務中の行動歴の提供を依頼している場合には、当該情報の提供に当たり本人の同意は必要ありません。

（令和 2 年 5 月 15 日追加）